

# 中国からの撤退にあたって必要となる税務上の手続き について

中国に投資して設立された現地法人を取り巻くビジネス環境はここ 10 年で大きく変化し、近年は、積極的に組織再編や中国からの「撤退」が検討される局面が増えています。中国からの「撤退」については、現地法人は、「清算」を行ったうえで「法人登記を抹消」することにより撤退を完了することになります。「法人登記を抹消」するためには、「清算」が完了していることとともに、法令上必要とされる条件が満たされる必要がありますが、中でも税務上の手続きについては、非常に重要な意義を有します。今回は、中国からの撤退に必要な手続き、特に税務上の手続きについて概説します。

## 1. 現地法人の経営終了と中国からの撤退

中国現地法人は、(1) 経営期限が到来した場合、(2) 出資者など最高意思決定権限を有する者が経営終了の意思決定を行った場合、(3) その他定款や法令が規定する場合、において経営が終了されます。経営が終了されると、出資者としては、投下資本（残余資金）の回収の方向に関心が向きがちです。しかしながら、現地法人は、中国の法令により法人として活動することが認められた組織ですので、撤退に当たっては中国の法令に基づいてこの組織を解散する必要があります。経営終了は、中国からの撤退の第一歩ですが、最終的には法令に基づく現地法人の解散手続きが完了し、残余資金を出資者に送金することにより撤退が完了することになります。

## 2. 中国からの撤退における法人登記の抹消

現地法人は中国の法令に基づいて法人として登記され、営業活動することが認められています。経営が終了することにより現地法人は解散することになりますので、中国の法令に基づいて現地法人が解散したことを登記する必要があります。言いかえると現地法人を解散して撤退を完了するためには、中国における法人としての登記（法人登記）を抹消しなければなりません。

### ■現地法人を解散して中国から撤退するための手続き

順序	手続	概要
1.	現地法人経営終了の意思決定	法人の最高意思決定権限者が意思決定を行う手続
2.	現地法人の清算	現地法人を解散し出資者に返金する金額を確定する手続
3.	法人登記の抹消	法令に基づき現地法人の解散を確定する手続
4.	出資者への残余資金の返金	現地法人に残存する資金を出資者に返金する手続

法人登記を抹消するためには、概して以下の条件が満たされている必要があります。

### ■法人登記の抹消に必要となる条件

順序	条件	概要
1.	清算開始公告（もしくは公示）	清算開始公告（もしくは公示）から45日以上経過
2.	清算手続きの完了	清算完了後の財務諸表を確定（会計監査を実施）
3.	税関登録の抹消	税関より抹消証明の発行
4.	税務登記の抹消	税務手続きが完了していることを前提として税務局より抹消証明の発行
5.	各行政機関等からの異議がないこと	市場監督局の企業信用公示システムにより確認

### 3. 税務登記の抹消に向けた税務上の手続きについて

このように、中国からの撤退にあたり、法人登記の抹消の前提として必要な税務手続きが完了していることが必要となります。必要な税務手続きとしては、以下のような手続きになります。最終的には必要に応じて経営期間中の納税状況の審査が行われるため、状況によっては時間を要することになる手続きとなります。

### ■税務登記の抹消に必要となる条件

順序	手続	概要
1.	清算開始の届出	経営終了後15日以内
2.	清算開始までの経営期間（当年度）に関する企業所得税年度申告	経営終了後60日以内
3.	清算期間に関する企業所得税申告	清算期間終了後15日以内
4.	税務上の資格、届出の取り消し	税務当局による法人の納税状況審査及び登記抹消の許可
5.	税務登記抹消申請	

#### （執筆者連絡先）

上海成和ビジネスコンサルティング(SSBC) / 税理士法人 成和 代表 渡辺基成

住所: 上海市長寧区延安西路1600号 禾森商務中心303室

電話番号: +86-21-5237-6737

E-mail: [info@seiwa-group.jp](mailto:info@seiwa-group.jp) Website: <http://www.seiwa-group.jp/>